

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使
用者の意見聴取に関する公示

鳥取労働局一般公示第28号

鳥取地方最低賃金審議会は、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調
査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条
第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、
鳥取県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これら
の者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見
を記載した文書を平成27年9月30日（水）までに、鳥取地方最低賃
金審議会（鳥取市富安2丁目89番地9 鳥取労働局労働基準部賃金室
内）あて提出されたい。

平成27年9月11日

鳥取労働局長 河野純伴